

## 会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 平成19年度 第4回会議
開催日時	平成19年11月9日（金曜日） 午前10時から午後12時10分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	米田会長 川村委員 吉田委員 事務局：尾崎企画部長 飯島企画政策課長 金子企画部主幹 岡本主査 森谷主査、東原スポーツ振興課長、桜井ごみ減量推進課長、河合ごみ減量推進課係長
議題	1 「エコプラザ西東京」の使用料について 2 西東京市スポーツ施設条例の一部改正について 3 「西東京市使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」の見直しについて 4 その他
会議資料の名称	資料5 西東京市施設使用料の状況 資料6 エコプラザ西東京施設使用料収入見込み 資料7 エコプラザ西東京建設工事 省エネ対策比較表 資料8 西東京市スポーツ施設条例の一部改正について 資料9 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針改定（案）
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
発言者名：	
発言内容	<p>議題1 「エコプラザ西東京」の使用料について</p> <p>・配布資料に基づき、主に訂正部分を中心に説明した。</p> <p>資料1 建築敷地面積：1,787平方メートル 建築面積：1,010平方メートル 全体費用について、土地購入費を含め追加記載した。</p> <p>資料2 物件費 修繕料を40万円から30万円に訂正。 管理委託料 業者見積りにより訂正。 減価償却費 機械設備と電気設備の金額が逆であったため訂正した。 工事監理 工事の実施に伴い必要不可欠であるため追加計上した。 償還利子 用地分に係る利子が含まれていたため除外した。</p> <p>施設使用料原価 講座室1 297円 306円 講座室2 266円 274円 多目的スペース 919円 946円 (実習室) 993円 1,023円</p> <p>資料3 公費負担70%は前回と同様だが、登録団体以外は公費負担30%を50%とした。</p>

隣接する文化・スポーツ施設や福祉会館の利用者の利用も想定され、前回の委員の指摘を踏まえ、環境団体以外の利用者が施設を利用することで環境に関心をもってもらうという政策的な趣旨から、公費負担を50%とした。

資料4 各施設の面積を表記した。

資料6 収支バランスについては、この施設が政策的環境等の啓発施設であり、バランスをとるのは難しいが、他市の類似施設を参考に年間収入見込額を算出した。

#### 質疑応答

委員：前回気になったのは、環境に対して市民に関心を持ってもらうため、行政として政策的にどう誘導するかを考えていかななくてはならないということである。その場合、1つは3割を5割にして利用しやすくする。もう一つは登録団体の認定要件をできるだけ環境団体を増やすように工夫するということであると感じた。

委員：登録団体以外を、利用目的が環境目的なら登録団体並みの金額で認めるという運用は可能か。

事務局：利用目的に応じて金額を柔軟にするというのは難しい。実際、公共施設予約システムでの申し込みとなり、システム上の課題もある。それぞれの団体が目指しているものが、その団体の趣旨なのか。他の自治体では厳しく審査しているようだが、それぞれの団体の目的は環境保全、自然保護などを主としていれば登録団体として登録するというようにある程度幅を持たせたいと考えている。

委員：使用料の収入見込みで、利用率は近隣自治体を参考にしたようだが、行政評価でも言われているように、利用率はエコプラザという施策の成果である。そういうことから考えるとこの割合でよいか。近隣自治体は既存施設の利用である。西東京市では新規に施設をつくり、有効に活用してもらうことになる。近隣自治体は貸し館レベルの利用率であり、そのようなことを前提に考えてよいか。

事務局：このあたりもどう考えるかにより難しい。登録団体が自主的に部屋を借りて、市民に情報発信していくという部分では若干類似するものがある。多くの方に利用してもらうというのが施設の目的であり、こういった数値にとどまることなく利用していただきたい。最低限の利用率であると考えている。

委員：事務局案で了承したということで取り扱うこととする。

#### 議題2 西東京市スポーツ施設条例の一部改正について

・配布資料に基づき、団体貸し可能な体育施設（スポーツセンターと総合体育館第1体育室）の開館時間の延長について説明した。

#### 質疑応答

委員：弾力的な運用とは、具体的にどのようなことか。

事務局：夜9時までの開館時間を平成20年4月1日から夜10時までにすることを検討する。

#### 議題3 「西東京市使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」の見直しについて

事務局：第2回審議会及び庁内の検討部会の意見を反映した。訂正部分を説明する。

・3ページ（3）コスト削減に向けた職員の内部努力について追加した。

・11ページ 減免基準の団体利用についての4で、検討部会の意見として、市の協賛等の数が多いため全て減額対象とするのは影響が大きいとの意見があり削除する。

7の構成員の半数以上が障害者の団体のが利用する場合減額とするという部分で、障害者は免除という市が多いのではないかのご指摘をいただいております。現在各市の状況を調査中である。集計が整い次第報告する。

8構成員の半数以上が65歳以上の者の団体が利用する場合は減額するという部分で

も庁内部会から、65歳以上では該当が多いため70歳以上にしてはどうかといった意見があった。他団体の状況を見ながら検討したい。

9構成員の半数以上が中学生以下の団体が利用する場合は減額とするという部分については、庁内の検討部会でも意見が割れており、義務教育以下といったものや青少年の居場所の確保ということから18歳以下にすべきといった意見が出ている。他市の状況を調査中であり、集計が整い次第報告する。

- ・ 12ページ 個人の利用についても、障害者の場合、西東京市では、スポーツについては個人利用では免除、文化施設では減額というように扱いが分かれている。

(4) その他の減免事由の部分で、使用料等審議会に諮ると訂正したが、条例上市長や教育委員会が定めるとなっているため、意見を求めという形にした。施設ごとの固有の状況により減免の必要がある場合とあるが、スポーツサークルや文化サークルなどの件数が一番多く、減免対象が拡大傾向にあることから、登録団体からは減免や免除の対象から排除し、障害者や高齢者を対象としていきたいと考えている。事務局としては、例外規定という方向にもっていききたい。(7) 新たな減免基準の適用時期については、前は平成22年度以降の各使用料等の改定時期から適用するとなっていたが、3年に一度使用料の改定を行うこととなっており、3年に一度必ず改定するわけではないため、22年度以降の各使用料等の改定以降にすると減免対象の改定時期がバラバラになってしまう。22年度以降一斉にやるのかそれ各使用料等の改定時期にするのかご意見を伺いたい。

- ・ 13ページ 9その他の受益者負担について、午前、午後の継続利用の場合、昼時間については文化施設では利用料をとっていないが、スポーツ施設ではとっているとといったことがあり、延長利用という形で料金を徴収することに統一したい。

なお、今回お示した内容については、庁内でも意見がわかれている部分もあるので、中間報告とする。

#### 質疑応答

委員：11ページの9で、高校生という表記なのか、単なる中学生なのか。

事務局：市では青少年の居場所づくりに力を入れており、児童館等については、一般的に小中学生レベルまでを対象としていた。しかし自分から活動していく場がないといわれており、西東京市でも拠点整備を進めている。そういった観点から、スポーツ、文化施設の利用についても18歳以下の青少年といわれる年齢に配慮した考え方を持ってもいいのではないかとこの庁内の意見がある。また、前回の審議会でご指摘いただいた一部事務組合、国、都の機関についての扱いも議論が分かれている。

委員：いつ頃までに整理する必要があるのか。

事務局：1月中にはまとめたいと考えている。基本方針は議会に参考資料として送付する。

委員：3ページの8で、高齢化が進み、データを見ると所得面で高齢者は高額所得者が多い。65歳以上にするというのは、1つは予防施策だと思う。できるだけ外に出て健康を維持していただく。結果として医療、福祉面で経費削減につながる効果がある。ただ、65歳でも所得が多く元気な方が多い。したがって70歳以上でいいのではないかという感じがする。9は市として政策的に若者を公共施設で楽しんでもらいたいということであれば、18歳以下に年齢を上げたほうが良い。その際、上げるからには、各公共施設で工夫をする部分を併せて考える必要がある。先ほどのスポーツ施設条例の一部改正案でもあったように、現状の各種施設条例は行政直営が前提になっている。スポーツ施設に限らず、他の公共施設は同様の考え方に立っていると思う。指定管理者などいろいろな手法が出てくる中で、9時より10時のほうが若者の選択枝も広がってくるので、上げるのは良いが、同時に条件整備についても検討していただきたい。12ページ(4)は、あまり条件を書かず、施設ごとに機械的に決めてしまうのではなく、審議会に諮って個別的に意見を求め、その結果を市長など最終的な決定権者に持っていくとシンプルにしたほうがよいと思う。

事務局：ただいまご指摘のありましたサービスの拡充についてはその通りで、指定管理者を公募すると利用枠の拡充などの提案が多くなり、条例等で縛られてしまう傾向にある。先ほどのスポーツについても市と指定管理者がタイアップして、利用者ニーズをつかみながら条例改正等につなげたいと考えている。

今回は、基本方針の見直しと保谷中学校体育館の建替に伴う有料化について検討していただきたいと考えており、12月21日午前10時開催とする。